

# 農林水産商工委員会資料

## (農林水産部所管分)

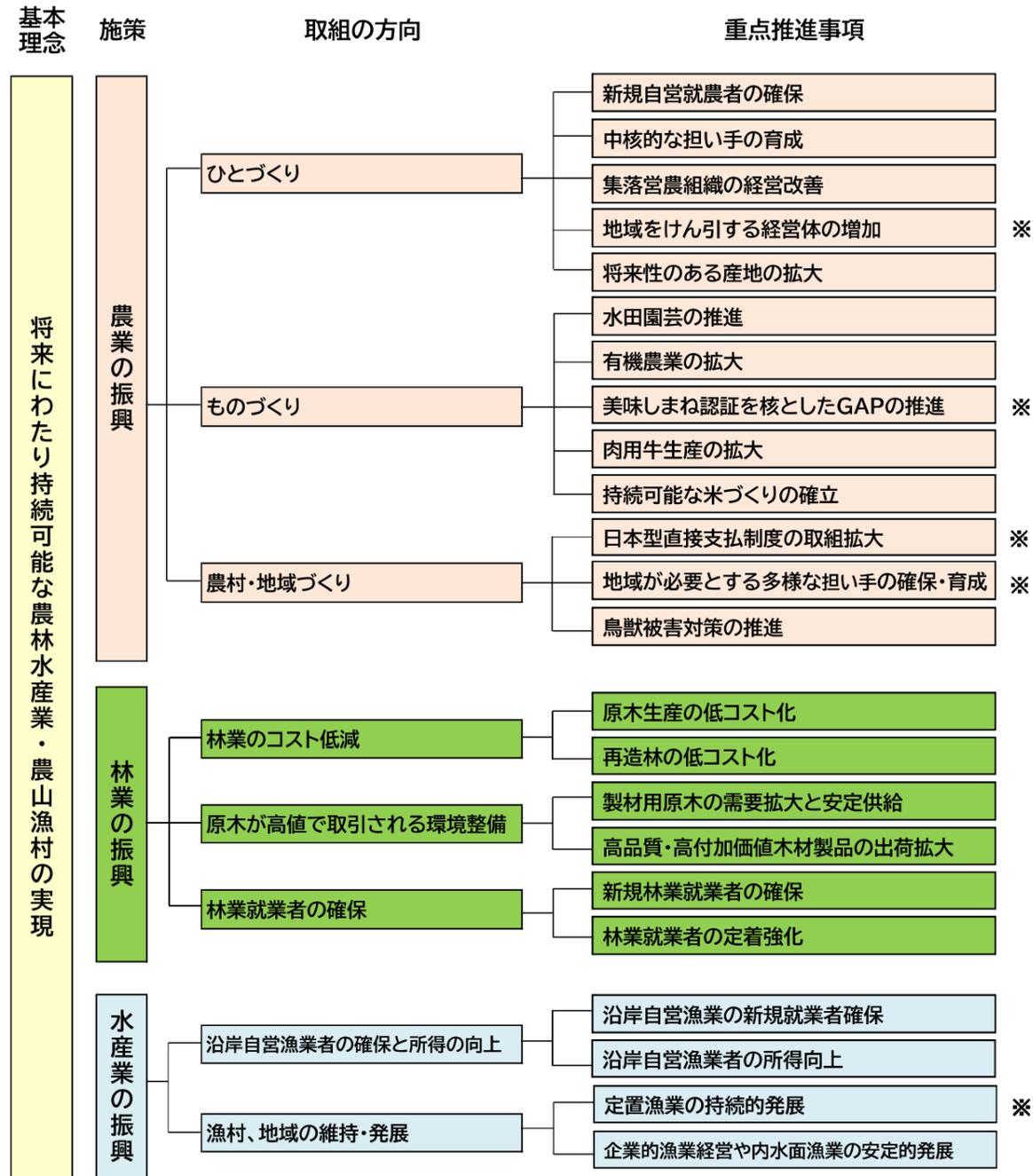
- 主要施策の概要及び課題について … P 1～6  
(参考資料：別冊)
  
- 報告事項
  - ①米生産の現状について … P 7～13
  - ②ニホンザルの生息状況調査について … P14～15
  - ③新たな県有種雄牛の造成について … P16
  - ④鶏インフルエンザ発生農場の状況 … P17

令和7年5月21日・22日  
農 林 水 産 部

# 島根県農林水産基本計画の施策体系

令和7年5月21日・22日  
農林水産商工委員会資料  
農 林 水 産 部

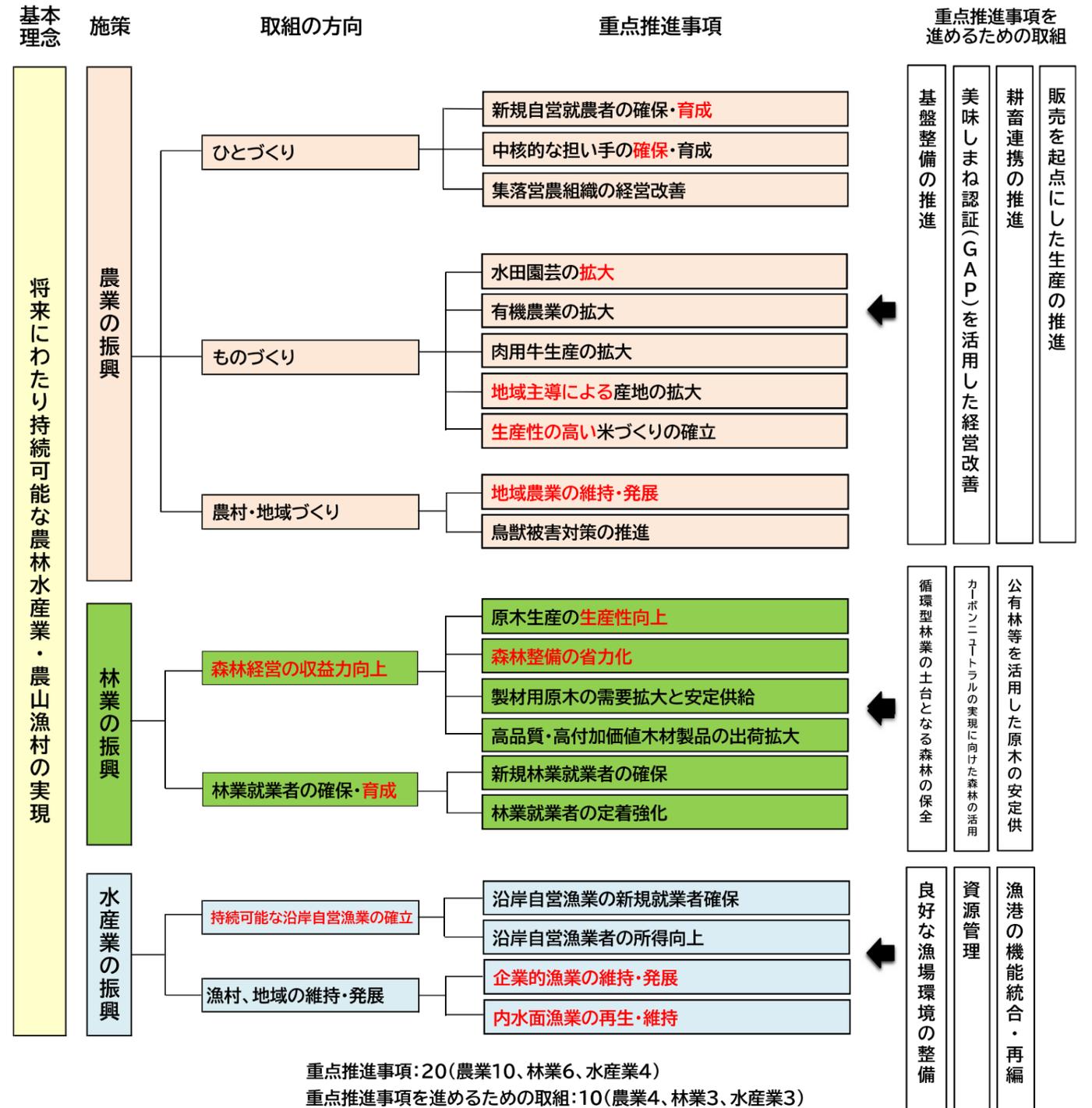
## 現計画（令和2年度～令和6年度）



重点推進事項：23（農業13、林業6、水産業4）  
※第2期計画において再編した項目

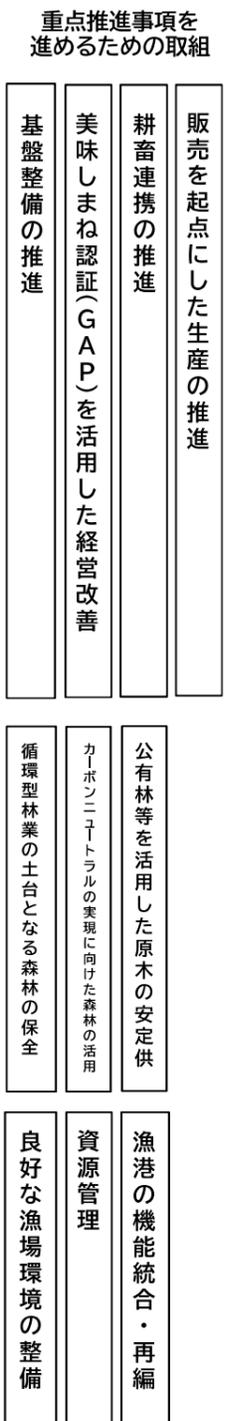
将来ビジョン		計画期間における目標
農業	可能な限り早期に農業産出額100億円増	設定する重点推進事項において、効果額を100億円生み出す
	今後10年間で担い手不在集落の過半(550)の担い手不在状態を解消	275の担い手不在集落で担い手不在状態を解消
林業	R12年の原木生産量80万 <sup>3</sup>	R6年の原木生産量71.4万 <sup>3</sup>
水産業	R21年の沿岸自営漁業の産出額54億円	R6年の沿岸自営漁業の産出額29億円
	132の沿岸漁業集落について、1集落当たりの漁業者が5人以上いる形で維持	132の沿岸漁業集落について、1集落当たりの漁業者が5人以上いる形で維持

## 第2期計画（令和7年度～令和11年度）



重点推進事項：20（農業10、林業6、水産業4）  
重点推進事項を進めるための取組：10（農業4、林業3、水産業3）

将来ビジョン		計画期間における目標
農業	可能な限り早期に農業産出額100億円増	R11年の効果額100億円
	今後10年間で担い手がある農業集落の割合80%	R11年の担い手がある農業集落の割合75%
林業	R12年の原木生産量80万 <sup>3</sup>	R11年の原木生産量78.6万 <sup>3</sup>
水産業	R21年の沿岸自営漁業の産出額54億円	R11年の沿岸自営漁業の産出額29億円
	漁業生産の中核をなす基幹漁業集落53集落の維持	漁業生産の中核をなす基幹漁業集落53集落の維持



第2期島根県農林水産基本計画のKPI

分野	番号	KPIの名称	令和5年度は実績値、令和7年度以降は目標値						単位
			R5	R7	R8	R9	R10	R11	
農業	1	認定新規就農者数 【当該年度4月～3月】	38	60	60	60	60	60	人
	2	販売額1,000万円以上の中核的経営体の育成数（国の統計調査結果（R2）に県の単年度実績を加算） 【当該年度4月～3月】	689	790	843	896	949	1,000	経営体
	3	経営多角化（園芸、畜産）に取り組む集落営農法人の割合 【当該年度4月～3月】	54.8	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0	%
	4	水田園芸県重点推進6品目の拠点産地における栽培面積 【当該年度4月～3月】	235	268	301	334	367	400	ha
	5	有機JAS認証ほ場の面積割合 【当該年度4月～3月】	0.79	1.0	1.1	1.3	1.4	1.5	%
	6	和牛子牛生産頭数 【当該年度4月～3月】	8,039	8,100	8,300	8,500	8,750	9,000	頭
	7	地域主導型産地創生支援事業（R7～11年度）による新規生産者の確保数 【当該年度4月～3月】	（新規事業）	2	8	18	32	50	人
	8	主食用米の担い手シェア率（生産面積） 【当該年度4月～3月】	46.7	53.0	57.0	60.0	63.0	67.0	%
	9	広域での営農維持の体制づくりに取り組む地区数 【当該年度3月時点】	5	10	15	25	40	58	地域
	10	農業生産の拡大や収益性の向上、地域農業の維持・発展に取り組む地区のうち鳥獣被害額がゼロになった地区等の割合 【当該年度4月～3月】	—	20.0	40.0	60.0	80.0	100.0	%
林業	11	原木生産（人工林）における労働生産性の向上率（対R5年度比） 【当該年度3月時点】	—	6.7	13.3	20.0	26.7	33.3	%
	12	人工林1ha当たりの森林整備に要する作業時間の低減率（対R5年度比） 【当該年度3月時点】	—	1.7	2.2	3.9	5.6	9.0	%
	13	原木生産量に対する県内製材用原木の取引割合 【前年度1月～当該年度12月】	11.8	12.9	13.5	14.1	14.7	15.3	%
	14	製材工場における高品質・高付加価値製品の出荷割合 【前年度1月～当該年度12月】	47.5	50.4	50.7	51.1	51.4	53.1	%
	15	新規林業就業者数 【当該年度3月時点】	85	80	80	80	80	80	人
	16	林業就業者数 【当該年度3月時点】	988	1,003	1,011	1,019	1,026	1,033	人
水産業	17	沿岸自営漁業新規就業者数 【当該年度4月～3月】	17	18	18	18	18	18	人
	18	水揚金額720万円以上の沿岸自営漁業者数 【前年度1月～当該年度12月】	52	68	79	91	104	118	人
	19	企業的漁業における生産量 【前年度1月～当該年度12月】	10.1	10.2	10.4	10.6	10.8	11.0	万トン
	20	アユの流下仔魚数 【当該年度4月～3月】	21.7	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0	億尾

### 3 将来ビジョン・基本目標

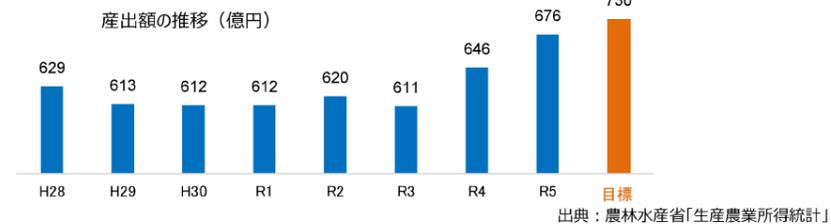
これまでの島根県農業は、農地に占める水田の割合が高く、気象や土壌の条件も適していることから長年米づくりを主体としてきたため、人口減少等に伴う米の消費減少や需給バランスに伴う価格低迷の影響、加えて物価高騰の影響により収益性の低迷が続く中、魅力的な農業の姿が確立できず、意欲ある担い手の参入が進まなかった結果、担い手の高齢化が進展し、農業・農村全体の活力が失われつつあります。

こうした中で、将来にわたって持続可能な農業・農村を実現していくためには、県内各地域において、農地の生産性・収益性を上げ、意欲のある担い手が生産の大宗を占める農業構造を実現していく必要があります。

そのため、前計画から引き続き県の農地の生産性・収益性を全国レベルまで押し上げることを将来ビジョン・目標とし、その指標として、農業生産の実態と全国との比較が可能な国統計の農業産出額<sup>(※1)</sup>と県計画の重点推進事項の取組に対する農業産出額を県が算出する効果額<sup>(※2)</sup>として設定します。

#### ① 将来ビジョン

可能な限り早期に農業産出額 100 億円増を目指す（基準：629 億円（平成 28 年））



#### ② 計画期間(令和 7 年度～令和 11 年度)における目標

設定する重点推進事項において、前計画の取組と第 2 期計画の新たな 5 年間を合わせて効果額を 100 億円生み出す



(※1) 農業産出額

農業における最終生産物の生産額をいい、品目ごとの生産量に品目ごとの農家庭先販売価格を乗じて推計したものであり、国が取りまとめ公表するもの

(※2) 効果額

島根県農林水産基本計画における重点推進事項の取組を推進することで生み出された産出額

国の農業産出額は、県内で生産される全ての品目、全ての農業者を対象としており、県が新規自営就農者、認定農業者、集落営農組織等の担い手に対して重点的に取り組んだ政策の効果をより適切に測るための指標として効果額を設定

#### (参考 1) 島根県の農地の生産性

##### 1. 耕地面積（本地）①

	H28	R5
全国	429.2万ha	412.7万ha
島根県 (B)	3.4万ha	3.3万ha

##### 2. 農業産出額（耕種）②

	H28	R5
全国	59,801億円	57,230億円
島根県	378億円	381億円

##### 3. 10aあたり産出額（耕種）(②/①)

	H28	R5
全国	13.9万円	13.9万円
島根県	11.1万円	11.6万円
全国との差 (A)	2.8万円	2.3万円

必要な押上額 (H28 全国との差<sup>A</sup>×H28 耕地面積<sup>B</sup>) = 96億円

H28農業産出額 629億円+96億円=725億円 (≒730億円)

→ **農業産出額730億円 農業産出額100億円増**

出典：農林水産省「生産農業所得統計」,「耕地面積」より作成

農業産出額の 100 億円増という将来ビジョンに加え、農村における営農や暮らしを維持する観点から、次のビジョン・目標を設定します。

#### ① 将来ビジョン

10 年後に担い手がいる農業集落の割合 80%（基準：70%（令和 5 年））

#### ② 計画期間(令和 7 年度～令和 11 年度)における目標

5 年後に担い手がいる農業集落の割合 75%（基準：70%（令和 5 年））

#### (参考 1) 担い手がいる農業集落

	農業集落総数	担い手がいる農業集落数	担い手がない農業集落数	担い手がいる農業集落の割合
R5 ①	3,216	2,250	966	70%
R16 (10 年後) ②	3,216	2,573	643	80%
増減 (②-①)	0	323	▲323	10%

・10 年後、現在の農業集落数を維持している前提での試算

(農業経営課調べ)

・現在、担い手がいる農業集落については、10 年後も継続して担い手がいる状態を維持しつつ、担い手不在解消により担い手がいる農業集落の割合 80%を目指す

## 4 施策推進の全体像

第1期計画では、持続可能な農業・農村の実現に向けて、水田園芸の推進や有機農業など生産性・収益性の高い産業構造への転換を図るとともに、意欲ある担い手の確保・育成などに取り組んだ結果、生産面積が拡大するなど着実に取組が広がっています。

第2期計画では、これまでの取組を更に拡大するため、第1期計画の取組を継続しつつ、資材高騰や労働力不足、気候変動などの新たな課題に対応していくため、生産・販売の共同化や低コスト・省力化技術の導入など農業経営の改善を更に進めるとともに、人口減少が進む中、少ない人手でも営農が維持できるよう、中山間地域の営農体制の維持に向けた取組を強化します。

### (1) ひとづくり

#### ①新規自営就農者の確保・育成

県全体の農業生産の縮小を食い止め、農業産出額 100 億円増を実現していく上で必要な農業経営を確保・育成するため、現在、年 40 人程度の認定新規就農者を年 60 人以上に増加させます。

#### ②中核的な担い手の確保・育成

地域を支える中核的な担い手の目安を「販売額 1,000 万円以上」とし、新規就農後 5 年以内にこの水準に到達するよう支援を集中することなどにより、現在約 690 の中核的担い手数を 1,000 以上に引き上げます。

#### ③集落営農組織の経営改善

集落営農組織が安定した経営を実現し将来にわたって持続可能となるよう、組織の後継者確保や広域的な連携を促進しつつ、集落営農法人における経営多角化（水田園芸等）の実施率を 80%以上とします。

### (2) ものづくり

#### ①水田園芸の拡大

県全体で水田園芸が安定的に拡大するよう、共同利用機械の整備や調製施設の整備など、地域での共同化・分業化の仕組みづくり（拠点方式）を更に推進し、県推進 6 品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス）の取組面積を 235ha から 400ha に拡大します。

#### ②有機農業の拡大

島根農業全体のブランディングの核となる有機農業の拡大に向けて、施設・機械の共同利用による産地化や、実需者から求められる品目の導入支援などを推進し、耕地面積に占める有機 J A S 面積を 0.79%から 1.5%以上に拡大します。

#### ③肉用牛生産の拡大

肉用牛の更なる生産の拡大に向けて、子牛の評価向上につながる繁殖雌牛の改良とニーズを先取りした種雄牛造成を強化し、子牛生産頭数を現行の年 8,039 頭から 9,000 頭に増やします。

#### ④地域主導による産地の拡大

マーケットインの視点から生産・販売の拡大と新たな担い手の安定的な確保がイメージできる産地ビジョンの策定を促し、その実現に向けた取組を生産者が主体的に取り組む産地に対して集中的に支援することで、新規生産者を 50 人以上確保します。

#### ⑤生産性の高い米づくりの確立

担い手が米づくりの大宗を担う構造への転換に向けて、主食用米の生産面積の担い手シェアを 3 分の 2 以上とするとともに、収益性向上に意欲のある担い手の主食用米単収を 520kg/10a、一等米比率 80%に引き上げます。

### (3) 農村・地域づくり

#### ①地域農業の維持・発展

市町村の地域計画をベースとした、担い手不在集落を含めた広域的なエリアでの担い手確保や地域の営農維持に向けた営農体制確立の取組を支援し、5 年後に担い手がいる農業集落の割合を 75%、10 年後に 80%に増加させます。

#### ②鳥獣被害対策の推進

生息頭数の増加により被害の拡大や新たな被害の発生が危惧されるニホンジカ、ニホンザルなどについて、県が主導的な役割を担いつつ、関係市町と連携しながら、捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策などを推進し、県が重点的に支援する集落等の被害額をゼロとします。

### (4) 重点推進事項を進めるための取組

#### ①基盤整備の推進

水田農業の生産性・収益性の向上、地域農業を支える担い手の確保・育成に向け、ほ場整備や水利施設の整備等の取組を推進します。

#### ②美味しまね認証（G A P）を活用した経営改善

農業者の経営改善に向けて、美味しまね認証（G A P）を経営改善のツールとして活用できるよう、指導體制の強化や産地ぐるみでの認証取得（団体認証）を促進しつつ、美味しまね認証製品の取扱拡大の働きかけを促進します。

#### ③耕畜連携の推進

畜産及び耕種農家との連携を促進し、県産飼料を利用した畜産物の生産拡大と耕種農家の所得向上を支援します。

#### ④販売を起点にした生産の推進

重点推進事項の取組を進めるにあたり、販路の確保を進めるとともに、販売先や販売方法に合わせた生産そのものを販路拡大の一環として捉え、マーケットに応じた生産を推進します。

### 3 将来ビジョン・基本目標

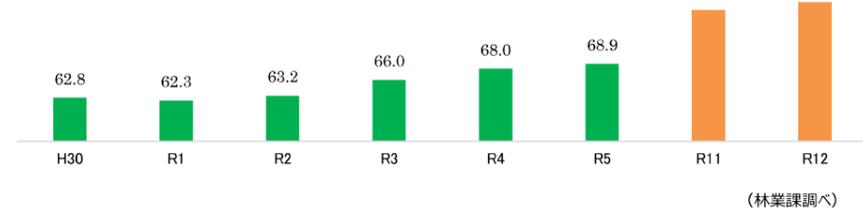
第1期計画では、「森林と林業・木材産業の長期ビジョン」で目標としている令和12年の原木生産量80万m<sup>3</sup>を将来ビジョン・基本目標として設定しました。

県内の原木生産量は概ね順調に増加していることから、第2期計画においても引き続き令和12年(2030年)の原木生産量80万m<sup>3</sup>の目標達成を目指します。

#### ① 将来ビジョン

令和12年の原木生産量80万m<sup>3</sup>(基準:62.8万m<sup>3</sup>(平成30年))

原木生産量の推移(万m<sup>3</sup>)



#### ② 計画期間(令和7年度~令和11年度)における目標

令和11年の原木生産量78.6万m<sup>3</sup>

### 4 施策推進の全体像

第1期計画では、原木生産と再生林の低コスト化、原木が高値で取引される環境整備等、森林経営の収益力の強化に取り組んだ結果、植林から伐採までの経営収支モデルは赤字から黒字に転換しました。

第2期計画では、循環型林業の定着・拡大を一層進めるため、生産性向上や省力化の視点を取り入れるとともに、最も高い価格で取引される製材用原木の需要(消費量)を原木生産に見合ったものに拡大し、森林経営の収益力を向上させることで、森林所有者の経営意欲を高めていきます。

また、林業の拡大を支える林業就業者の確保については、就業者が将来を見据えて安心して就業できるよう、引き続き、林業事業体における就労環境等の改善を進めます。

#### (1) 森林経営の収益力向上

##### ① 原木生産の生産性向上

林内路網や高性能林業機械等の生産基盤整備の支援に加え、ICT等の新たな技術の導入により、原木生産(人工林)における労働生産性を令和5年度と比較して33%以上向上させます。

##### ② 森林整備の省力化

成長が早い特定苗木の供給拡大やICT等の新たな技術の導入により、人工林1ha当たりの森林整備に要する作業時間を令和5年度と比較して9%以上低減させます。

##### ③ 製材用原木の需要拡大と安定供給

原木増産に見合った製材用原木の円滑な流通・安定供給を図るため、原木市場の流通機能を強化します。また、製材工場の新設や中核的な製材工場の育成、既存製材工場間の連携強化等により、原木生産量に対する県内製材用原木の取引割合を現状の12%から15%以上に増加させます。

##### ④ 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

県内の木造建築需要に対して県産木材を安定的に供給できるよう、建築士・工務店と製材工場のグループ化や、民間非住宅建築物の木造化に向けた建築士や団体等の関係者間の連携等を推進します。また、需要の大きな県外等での県産木材製品の販路拡大を推進することにより、製材工場における高品質・高付加価値木材製品の出荷割合を現状の48%から53%以上に増加させます。

#### (2) 林業就業者の確保・育成

##### ① 新規林業就業者の確保

高校生の林業学習の充実や事業体での就業体験等の取組を支援するとともに、農林大学校林業科による技術力の高い人材の育成を推進することにより、新規林業就業者数を毎年80人以上確保します。

##### ② 林業就業者の定着強化

林業事業体が労働条件や就労環境の改善を図ろうとする取組を支援する「島根林業魅力向上プログラム」を推進していきます。また、林業就業者の昇給・昇任などキャリアアップの指標となる「しまね林業士制度」等の活用や、能力に応じた人材育成を進め、就業者の労働意欲喚起と、事業体の経営体質強化を図ることにより、新規就業者の5年定着率を70%以上に上げます。

#### (3) 重点推進事項を進めるための取組

##### ① 循環型林業の土台となる森林の保全

将来に渡って原木生産活動が続けられるよう、循環型林業のフィールドとなる豊かな森林を保全します。

##### ② カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたJ-クレジット制度の活用が進むよう、クレジットの創出、販路の開拓や販売を促進するための環境づくりを進めます。

##### ③ 公有林等を活用した原木の安定供給

林業公社や市町村等のスギ・ヒノキ人工林の主伐・再生林を促進することにより、製材及び合板用原木の安定供給を図ります。

### 3 将来ビジョン・基本目標

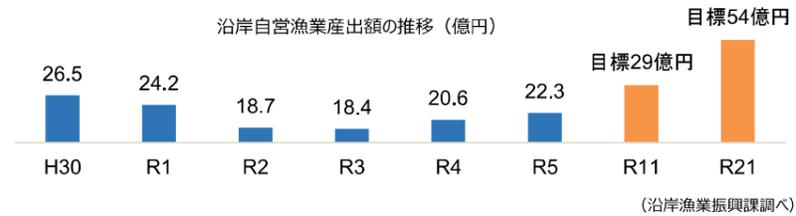
第1期計画の過去20年の平均的な漁獲量と直近の単価水準を踏まえた、54億円の産出額の達成を引き続き将来ビジョン（＝持続可能な沿岸自営漁業の実現）として定めます。

#### ① 将来ビジョン

令和21年の沿岸自営漁業の産出額 54億円 基準：27億円（平成30年）

#### ② 計画期間(令和7年度～令和11年度)における目標

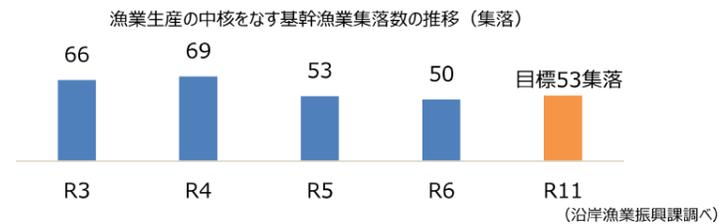
令和11年の沿岸自営漁業の産出額 29億円



沿岸自営漁業の産出額 54億円という将来ビジョンに加え、漁業者が多く定住する基幹漁業集落<sup>(※1)</sup>の維持・発展を図る観点から、次の将来ビジョン・目標を設定します。

#### 将来ビジョン・計画期間における目標

漁業生産の中核をなす基幹漁業集落 53集落を維持



(※1) 基幹漁業集落

集落世帯数30世帯以上における漁家比率15%以上または、集落世帯数30世帯未満における漁家世帯数10世帯以上の集落。上記集落は、一定規模の漁港施設等を有しており、漁業生産活動の継続や新規漁業就業者の受け入れが可能である集落と想定

### 4 施策推進の全体像

第1期計画では、持続可能な水産業の実現に向けて、沿岸自営漁業者の確保と所得の向上、漁村・地域の維持・発展に取り組んだ結果、新規就業者の安定確保や生産性の高い操業を行う漁業者が増加するなど、着実に取組の成果が現れ始めています。

第2期計画では、第1期計画の取組を継続しつつ、地域を支える沿岸自営漁業者の増加に向けた漁業研修体制の強化や、漁場環境の変化に対応し収益性の高い操業モデル（年間操業計画）の実践などの取組を拡大し、漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

#### (1) 持続可能な沿岸自営漁業の確立

##### ① 沿岸自営漁業の新規就業者確保

漁業者数の減少傾向を緩やかにするとともに、県内他産業と同水準の所得（約400万円）を確保できる担い手漁業者を中心とした将来ビジョンの実現に向け、毎年18人以上の新規就業者を確保します。

##### ② 沿岸自営漁業者の所得向上

新規就業者をはじめ、意欲ある漁業者の所得水準を向上させるため、海洋環境の変化に対応した操業モデルの策定・実践を進めることなどによって生産性の向上を図り、現在52人いる水揚金額720万円（≒所得約400万円）以上の担い手漁業者数を倍増させ、118人以上とします。

#### (2) 漁村、地域の維持・発展

##### ① 企業的漁業の維持・発展

資源管理と収益性向上を両立し、漁業生産及び漁業経営の安定化を図るため、高性能漁船の導入などにより、現在10万トンの企業的漁業の生産量を10%増加させます。

##### ② 内水面漁業の再生・維持

河川、湖沼における水産資源の維持・回復による内水面漁業の活性化のため、適切な資源管理とともに、効果的な種苗放流を実施し、高津川ではアユの流下仔魚数<sup>(※1)</sup>を倍増させます。

#### (3) 重点推進事項を進めるための取組

##### ① 良好な漁場環境の整備

持続可能な水産業の実現に向け、藻場造成等により、海洋環境の変化にも対応し、安定した漁業生産を可能とする漁場環境を整備します。

##### ② 資源管理

漁獲量管理（TAC制度<sup>(※2)</sup>）を基本とする資源管理の着実な実践に向け、TAC制度の運用における関係者間の調整や漁獲実態等を迅速に把握するモニタリング体制を強化します。

##### ③ 漁港の機能統合・再編

漁業活動の効率化と新規就業者の安定確保のため、給油施設や冷凍冷蔵施設等の陸上機能と一体となった漁港施設の機能統合と再編を進めます。

(※1) 卵からふ化後、海に流下する仔魚の数。親魚の状況や翌年の遡上数の目安。

(※2) 魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。

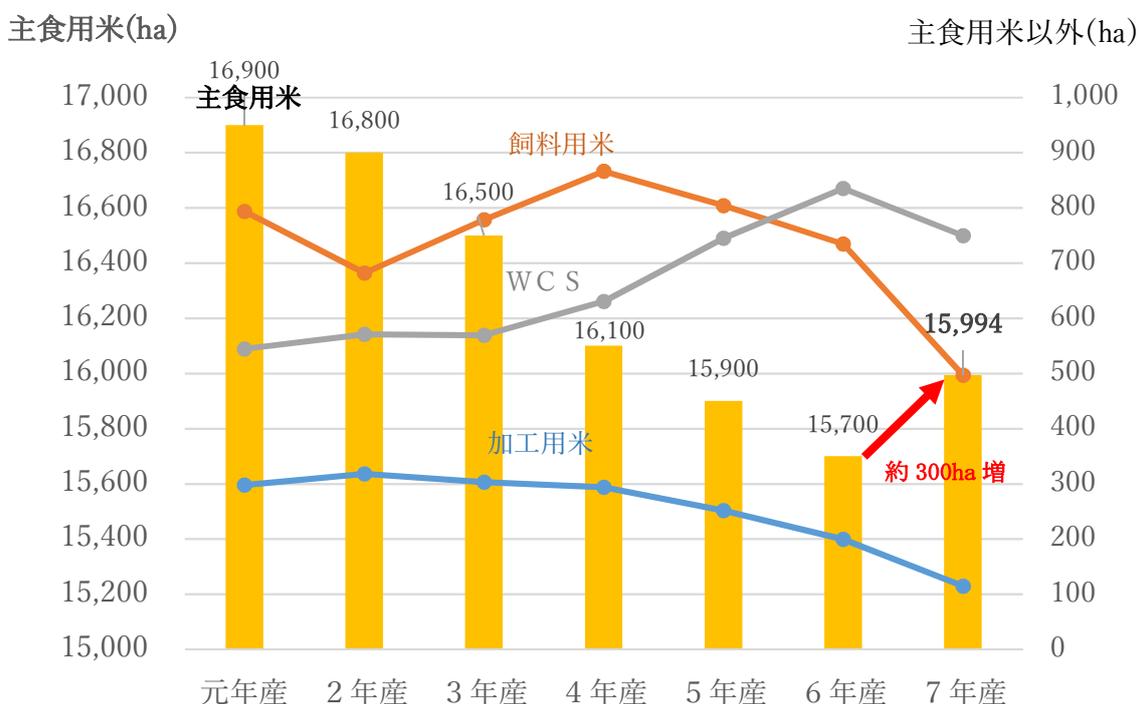
TACは「Total Allowable Catch」（漁獲可能量）の略。

## 米生産の現状について

### 1 令和7年産の需給見通しについて

#### (1) 県内の令和7年産の作付意向

- ・主食用米は近年 200ha/年程度減少してきた中、令和7年は約 300ha 増加の見込み
- ・他方、加工用米、飼料用米、WCS用稲は減少の見込み



島根県	全水稻	主食用米	加工用米	飼料用米	WCS
令和元年産	18,600	16,900	298	794	545
令和2年産	18,400	16,800	318	682	571
令和3年産	18,200	16,500	303	779	569
令和4年産	17,900	16,100	294	866	630
令和5年産	17,700	15,900	252	804	745
令和6年産	17,500	15,700	200	735	835
令和7年産	17,398	15,994	115	497	750
令和7年産－令和6年産	▲ 102	294	▲ 85	▲ 238	▲ 85

※令和6年産までは国調査「主食用米、戦略作物等の作付意向及び作付状況等について」より  
 ※令和7年産は、県農山漁村振興課による各地域農業再生協議会への聞き取り結果 (R7.4)

(2) 全体の需給見通し（国による令和7年3月末時点の見通し）について

- ・令和7年産米の生産量は令和6年産米と同程度の683万トンの見込み
- ・一方、令和7年1月末時点の作付意向調査結果によると、全国では令和6年産米に比べ、約2万3千haの作付増加の意向
- ・作付意向調査は4月末と6月末にも実施され、各翌月に公表予定。米の作付拡大が見込まれることから、生産量は683万トンを大きく上回る可能性が高い

	令和4年産（実績）	令和5年産（実績）	令和6年産（見通し）	令和7年産（見通し）
流通期間	R4.7～R5.6	R5.7～R6.6	R6.7～R7.6	R7.7～R8.6
生産量	670万t (▲26万t)	661万t (▲9万t)	679万t (+18万t)	683万t
期末在庫 (翌年6月末)	197万t (▲21万t)	153万t (▲44万t)	158万t 【備蓄米放出31万t含】 189万t (対前年+38万t)	【政府備蓄米61万トン含】 239万t (対前年+50万t)
備考	作付転換が進展	高温影響 訪日旅行者・外食回復	政府備蓄米の放出量 31万tを含む試算	政府備蓄米の放出量 61万tを含む試算

※令和6年産は現時点で放出されている政府備蓄米31万トンとしたが、実際には5, 6, 7月の毎月10万トン、合計30万トンが追加放出される

(3) 全国の民間在庫の推移

- ・令和7年3月末時点の民間在庫量は過去最低であるが、在庫率は平成24年3月と同程度
- ・令和7年3月の民間在庫量に政府備蓄米21万トンを加えると在庫率は29.7%

年	需要実績	3月	年	需要実績	3月
23/24	813	224 27.6%	30/元	735	227 30.9%
24/25	781	264 33.8%	元/2	714	233 32.6%
25/26	787	291 37.0%	2/3	704	265 37.6%
26/27	783	280 35.8%	3/4	702	270 38.5%
27/28	766	254 33.2%	4/5	691	251 36.3%
28/29	754	248 32.9%	5/6	705	214 30.4%
29/30	740	234 31.6%	6/7	674	179 26.6%

※3月の上段は在庫量、単位万トン。下段は需要に対する在庫率

※出荷段階は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）が対象

※販売段階は、米穀の販売の事業者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）が対象

【参考1】国による生産者、小規模事業者も含めた在庫調査の結果  
(対前年差、7年1月末時点)

- ・生産者の出荷は+14万トン。生産者の在庫量は+9万トン
- ・JA系統などの集荷業者への出荷数量は▲31万トン
- ・一方、集荷業者以外の業者との取引、生産者の直接販売等は+44万トン
- ・生産から流通・小売段階の在庫量は昨年と比べ、+19万トン

【参考2】政府備蓄米の放出

- ・政府備蓄米の放出予定数量は合計61万トン
- ・3月までの入札において、21万トンが落札され、小売店や外食事業者に提供された量は1.97%に当たる4,192トン(4月13日時点)
- ・4月の入札では10万トンが落札
- ・今後、毎月(5, 6, 7月)10万トンの放出予定

(4) 水田における作付状況について(令和6年産)

- ・全国の主食用米や加工用米、飼料用米等の戦略作物の作付状況は以下のとおり
- ・新規需要米や戦略作物の合計48万3千haでは、水田活用の直接支払交付金の活用により水田機能が維持されており、需要に応じて主食用米に転換することが可能

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

	主食用米	戦略作物等									備蓄米
		加工用米	新規需要米				麦	大豆	飼料作物 そば なたね	戦略作物等 合計面積	
			新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 稲発酵 粗飼料用稲					
H30年産	138.6	5.1	0.4	0.5	8.0	4.3	9.7	8.8	10.2	47.0	2.2
R元年産	137.9	4.7	0.4	0.5	7.3	4.2	9.7	8.6	10.2	45.6	3.3
R2年産	136.6	4.5	0.6	0.6	7.1	4.3	9.8	8.5	10.2	45.6	3.7
R3年産	130.3	4.8	0.7	0.8	11.6	4.4	10.2	8.5	10.2	51.2	3.6
R4年産	125.1	5.0	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9	9.9	54.9	3.6
R5年産	124.2	4.9	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8	8.5	53.1	3.5
R6年産	125.9	5.0	1.1	0.6	9.9	5.6	10.3	8.4	7.4	48.3	3.0

## 2 担い手の状況について

県内103経営体の担い手を対象に令和7年産の作付等について聞き取り調査を実施し、うち99経営体から回答(回答率96%)。結果の概要は次のとおり

### 問1) 令和7年に麦・大豆・飼料用米・WCS用稲等から主食用米に転換する1番の理由

選択肢	全体	
	回答数	割合
ア)主食用米の方が儲かりそう	19	42%
イ)実需者からの要望	8	18%
ウ)その他	18	40%
合計	45	100%

- ・'主食用米の方が儲かりそう'が42%、'実需からの要望'が18%
- ・その他では、飼料用米の収量が低いため、大豆の連作障害回避のため、WCS用稲・そば体系は収益性が低かったためなど、それぞれの栽培上の理由等で主食用米の作付を選択

### 問2) 令和7年に米以外の作物を作付けする方の1番の理由

選択肢	全体		平坦部		中山間部	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア)労働時間の平準化が必要	15	25%	11	41%	4	13%
イ)国の交付金があり、主食用米より収入多い	3	5%	1	4%	2	6%
ウ)ほ場が主食用米の作付に向かない	17	29%	4	15%	13	41%
エ)主食用米以外で経営の柱となる作物が必要	12	20%	5	19%	7	22%
オ)その他	12	20%	6	22%	6	19%
合計	59	100%	27	100%	32	100%

- ・'ほ場が主食用米の作付けに向かない'が29%、'労働時間の平準化が必要'が25%、'主食用米以外で経営の柱となる作物が必要'が20%となっており、'国の交付金があるから'と回答した経営体はわずか
- ・平坦部の経営体では、'労働時間の平準化'、中山間部では'ほ場が主食用米に向かない'という回答が多い
- ・その他では、地域内のみんなで取り組めるため、といった意見やほ場整備を予定しており、高収益作物に取り組む必要があるため、など多様

### 問3) 令和7年に主食用米を増やさない方の理由

選択肢	全体	
	回答数	割合
ア)主食用米を増やしたいが、投資(機械、施設)が必要だから	2	5%
イ)主食用米を増やしたいが、労力が足りないから	24	<u>56%</u>
ウ)その他	17	40%
合計	43	100%

- ・56%の経営体が'労力不足'と回答。投資よりも労働力の確保が主食用米増産のネック
- ・その他の回答では、増やしたいが田んぼがない、水稲作付に適した水田がない、用水が確保できる場合は全て水稲を作付しているなど、ほ場条件により主食用米への転換が制約されている回答が多かった

### 問4) 令和7年産の作付を決めるにあたって、何に基づいて決めているか

選択肢	全体	
	回答数	割合
ア)自らの経営判断	96	<u>98%</u>
イ)地域が設定する目安等	2	2%
ウ)その他	0	0%
合計	98	100%

- ・ほぼ全ての経営体が、自らの経営判断で作付を決めていると回答

### 問5) 米の適正な価格(農家の手取り価格)の水準は、どのくらいが適正と考えますか

選択肢	全体	
	回答数	割合
ア)玄米 6,000 円/30kg 程度	0	0%
イ)玄米 8,000 円/30kg 程度	2	2%
ウ)玄米 10,000 円/30kg 程度	40	<u>41%</u>
エ)玄米 12,000 円/30kg 程度	33	<u>34%</u>
オ)玄米 12,000 円/30kg 以上	22	23%
合計	97	100.0%

- ・'10,000~12,000 円/30kg 程度'という回答が全体の75%

【参考】担い手の60kg当たりの生産コスト

	平坦地	山間地
令和6年	12,831 円/60kg	15,922 円/60kg

※生産費は農業技術センター及び農山漁村振興課による調査結果

**問6) 国の政策(水田活用の直接支払交付金)によって、生産者が米を作りたいのに米を作らせないようになっていると思われませんか**

選択肢	全体	
	回答数	割合
ア)そうはなっていないと思う	72	74%
イ)そのとおりだと思う	25	26%
合計	97	100%

・74%の人がそうならないと回答

**問7) マスメディアは現在の農業現場の実情を正しく情報発信していると思われませんか**

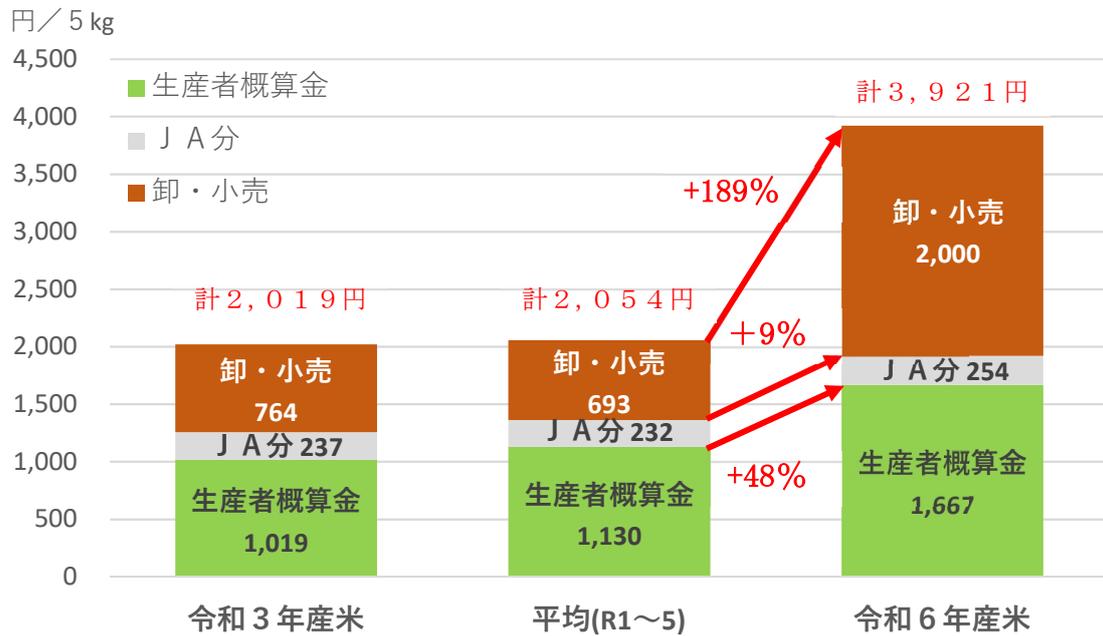
選択肢	全体	
	回答数	割合
ア)そうになっていると思う	22	23%
イ)そうになっていないと思う	73	77%
合計	95	100%

・生産者側からの意見ではあるが、そうになっていないと回答した経営体が77%、その理由は消費者側の意見に偏っている、農業現場の実情を発信していないなどの意見が多数

**まとめ**

- ・アンケート結果から、ほぼ全ての経営体が自らの経営判断で栽培作物を決定されており、結果として、令和7年産では、主食用米が大幅に増加する可能性
- ・一方で、主食用米を増やしたいが労力が足りない、増やしたいが水稲に合う圃場がない、ほ場が小さく、効率的な農業が難しい、省力・低コスト対策に取り組みたいといった意見があった
- ・こうした意見をふまえ、県では2期基本計画に基づき、
  - ① 主食用米の品質・反収向上、省力化技術の導入・定着
  - ② 意欲ある担い手への農地の集積
  - ③ 担い手の省力化や、栽培作物の反収向上につながる基盤整備の推進
  - ④ 集落営農法人などの営農組織の構成員の確保
 などの取り組みを推進

【参考】精米5キロに占める生産者、J A、卸・小売の割合（試算）



生産者概算金：J A しまね 1 等コシヒカリの概算金（玄米）から精米5キロに換算

精算金は含まない

J A 分：島根コシヒカリの相対取引価格（玄米）から精米5キロに換算

相対取引価格は出回りから3月までの期間の価格

卸・小売：総務省の小売物価統計調査（松江市）結果、3月時点

※ラウンドの関係で合計が合わない場合がある

## ニホンザルの生息状況調査について

### 1. 調査の概要

#### (1) 実施状況

- ・本県におけるニホンザルは、隠岐を除くほぼ全域に生息
- ・2007（H19）年度、2021（R3）年度及び2024（R6）年度に生息状況調査を実施

#### (2) 生息状況調査結果

##### ① 群れ数及び個体数の推移

	2007（H19）調査	2021（R3）調査	2024（R6）調査
群れ数	49	63	71
推定個体数	1,730	2,410	3,600

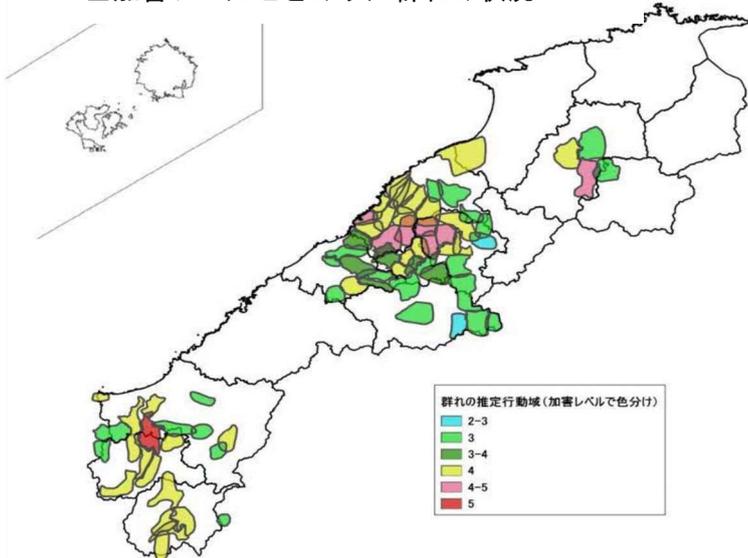
※2007、2021 調査は中山間地域研究センター、2024 調査は株式会社野生動物保護管理事務所に委託して実施

※2007 年度以降、県内のニホンザルは群れ、個体数ともに増加

##### ② 群れの分布状況

- ・前回調査と同様、県央圏域、益田圏域に加害レベルの高いサルの群れが存在
- ・今回調査において、雲南圏域にも加害レベルの高い群れが出現

#### ■加害レベルごとのサル群れの状況



レベル 0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
レベル 1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
レベル 2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
レベル 3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル 4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
レベル 5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

（環境省ガイドラインによる）

#### ■加害レベルごとの群れ数（2024 調査）

加害レベル	県東部		中央部		西部		合計	
	群れ数	割合(%)	群れ数	割合(%)	群れ数	割合(%)	群れ数	割合(%)
2~3	0		2	4%	0		2	3%
3	2	40%	14	31%	7	33%	23	32%
3~4	0		6	13%	0		6	8%
4	2	40%	17	38%	13	62%	32	45%
4~5	1	20%	6	13%	0		7	10%
5	0		0		1	5%	1	1%

レベル5相当の群れが8

## 2. ニホンザル対策の取組

### (1) 現状

- ・サルによる被害が発生している市町において、追い払い、防護柵設置などの防止対策や、捕獲檻設置による捕獲対策を実施
- ・県は、国交付金等による支援を行うとともに、各地域事務所の鳥獣専門職員が対策等について指導・助言

### (2) 今後の取組

#### ① ニホンザル対策の目標（第2期島根県農林水産基本計画における目標）

- ・加害レベルの高いニホンザルの群れ（加害レベル5）をゼロ

#### ② 取組の方向性

##### ア 加害レベル5（4～5を含む）の群れについて被害対策計画を策定

- ・対策の専門的知見を有する専門業者に委託し、県、市町、地域住民との協議の上、群れの特性等を踏まえた被害防止に向けた計画を策定

##### イ 被害対策計画の実行

- ・県、市町、地域住民、専門業者で役割分担のもと、計画の実行

##### 【対策例】

（ 地域住民に対する被害防除等に向けた研修会の開催  
追い払い、電気柵設置などの侵入防止対策の指導・助言、実施  
捕獲檻設置などによる、「群れごと捕獲」の手法検討及び実施 ）

##### ウ 被害対策の進捗管理、他地域への波及

- ・実施した被害対策について専門業者による検証・分析を実施し、他地域への被害対策に活用

しゅうぎゅう  
新たな種雄牛の造成について

- 種雄牛は、和牛生産が盛んな22道県（中国5県を含む）で造成しており、肉質の遺伝的能力が高い種雄牛の存在が地域の子牛価格をけん引している状況。
- 島根県では、平成10～20年代にかけて全国トップレベルの種雄牛が造成できず、子牛価格は全国平均より劣る状況が続いていた。
- 平成20年代後半から、肉質能力の改良に特化した造成に切り替え誕生した「<sup>ひさしげ</sup>久茂福」が令和4年の全国和牛能力共進会（鹿児島）で肉質日本一を獲得。
- 令和2年からの県農林水産基本計画に基づき、ゲノミック評価技術の活用、種雄牛の母となる超優秀雌牛の県外導入、（一社）家畜改良事業団との連携強化、畜産技術センター種雄牛造成部門の移転整備等により種雄牛の造成体制を強化。
- こうした取組により、肉質全国トップの「<sup>あきのふじ</sup>暁之藤」（令和6年6月基幹種雄牛に選抜）や、肉量トップの「<sup>ただしらたか</sup>忠白隆」（令和7年7月選抜予定）が誕生しており、今後これらの種雄牛が「しまね和牛」の評価をけん引することを期待。

<sup>あきのふじ</sup>  
「暁之藤」

～卓越した肉質肉量の糸桜系スーパー種雄牛～

- ・ 肉質総合評価1位、脂肪交雑1位、推定歩留2位（島根県、家畜改良事業団）
- ・ 令和6年度島根中央家畜市場種雄牛別平均価格（去勢牛）1位



生年月日：R元年8月11日  
生産者：畜産技術センター  
母牛生産者：松永牧場  
(益田市)  
父牛：福之姫



【肥育牛の枝肉】

枝肉重量：582.8kg  
ロース芯：110cm<sup>2</sup>  
BMS No.：12  
バラ厚：8.6cm

<sup>ただしらたか</sup>  
「忠白隆」

～圧巻の枝肉重量を誇る気高系スーパー種雄牛候補～

- ・ 肉質検定成績(去勢牛)枝肉重量・バラの厚さ1位（島根県、家畜改良事業団）
- ・ 脂肪の質や脂肪交雑も良好



生年月日：R2年8月11日  
生産者：畜産技術C  
母牛生産者：南家隆史  
(知夫村)  
父牛：幸忠栄



【肥育牛の枝肉】

枝肉重量：621.6kg  
ロース芯：69cm<sup>2</sup>  
BMS No.：10  
バラ厚：10.8cm

## 鶏インフルエンザ発生農場の状況

### 1. 鳥インフルエンザの防疫措置

令和6年10月30日 (有)旭養鶏舎(採卵鶏、40万羽)から異常鶏の通報  
10月31日 疑似患畜確定、殺処分開始  
11月7日 殺処分完了  
11月10日 防疫措置完了(埋却・消毒の完了)

### 2. 生産再開の状況

令和7年2月10日 鶏舎等の環境PCR検査(250検体)  
2月18日～21日 モニター鶏の導入検査(500羽)  
3月6日 鶏(大雛)約18,000羽を導入(防疫措置完了から生産再開  
まで116日)  
3月12日 鶏(初生雛)約36,000羽を導入  
※以降、月2～3回の頻度で鶏を導入し令和7年12月までに35万羽  
を導入見込

### 3. 鶏卵の生産状況(見込み)

令和7年3月19日 自場産の鶏卵出荷を再開(大田市内スーパーから)  
5月17日 農場併設直販所の営業再開  
12月末 発生前の80%まで回復(見込み)  
令和8年3月末 発生前の100%まで回復(見込み)

### 4. 家畜伝染病予防法に基づく手当金

- 評価の対象物：殺処分した鶏、埋却した鶏卵・飼料・堆肥など
- 評価額：約5億6千8百万円
- 今後の手続き
  - ・5月上旬 農場⇒県⇒農林水産省へ手当金交付申請
  - ・5月下旬 国審査会
  - ・6月中旬 交付決定(予定)

#### 【参考】家畜伝染病予防法第58条(手当金)

- ・と殺された家畜：評価額の4/5(手当金) + 1/5(特別手当金) = 評価額の10/10を交付
- ・焼埋却した汚染物品：評価額の4/5(手当金) + 1/5(特別手当金) = 評価額の10/10を交付